

「第2回 機械要素技術展 九州」ブース製作業務委託 仕様書（案）

1 業務の目的

日本最大の機械要素・機械加工技術を集めた専門技術展である「第2回 機械要素技術展 九州」に「佐賀・鹿児島パビリオン」ブースを設け、佐賀県・鹿児島県のものづくり企業の製品PRの機会を提供することで、取引拡大を図る。

2 対象展示会

- ・展示会名：第2回 機械要素技術展 九州
- ・主催：RX Japan株式会社
- ・会期：令和6年12月11日（水曜日）～13日（金曜日）
- ・場所：マリンメッセ福岡（福岡県福岡市博多区沖浜町7-1）

3 契約の条件

本事業におけるブース出展は、鹿児島県及び佐賀県が共同で行うものであることから、鹿児島県との契約を締結した後、同業務について佐賀県産業イノベーションセンターとの随意契約を締結すること。

4 履行期限

令和6年12月20日（金）

5 業務内容

（1）企画運営

- ・統一コンセプトに基づく企画運営
- ・ブース全体のレイアウト・デザイン提案（企業の展示スペース、事務局ブース、商談スペース、バックヤード）
- ・会期中のブース管理（不具合への対応等）
- ・展示会主催者との連絡調整（工事関係等）
- ・出展企業との連絡調整（ブース設営、電気工事、特注備品等）

（2）会場設営・撤去

- ・レイアウト、デザインに基づく設営・撤去作業
- ・出展企業の展示品レイアウト
- ・電気工事等を含む

※展示品の搬入搬出は出展企業が実施、特注備品等の費用は出展企業が負担

(3) その他

- ・ 出展企業数は8社程度とする。(鹿児島県内企業4社、佐賀県内企業4社を予定)
- ・ 現場での修正・改善に柔軟に対応すること。
- ・ 出展企業向けの事前説明会(開催地:鹿児島市(予定)又はオンライン,回数:1回(令和6年9月予定)に担当者が参加すること。

(4) 企画運営・設営撤去の詳細

ア 統一コンセプト

- ・ 佐賀県及び鹿児島県のものづくり企業の特徴を全国に発信できるような装飾とすること。
- ・ 「佐賀・鹿児島パビリオン」として出展することで、両県にとって相乗効果が発揮されるような装飾とすること。
- ・ 本展示会への出展は、佐賀県と鹿児島県のパートナーシッププロジェクトに基づくものであり、別添のプロジェクトロゴを反映した装飾とすること。
- ・ 来場者が気軽に立ち寄れるよう、各小間間には極力壁を作らず開放感のあるデザインとし、ロゴ・キャッチコピー等を効果的に活用し、展示品が通路側から良く見えるなど視認性について十分考慮すること。
- ・ ブースの配置や装飾を工夫し、来場者の目を引く装飾とすること。
- ・ 鹿児島県では、3つの世界遺産や和牛日本一に輝いた鹿児島黒牛をはじめとする世界に誇れる食や優れた県産品のほか、歴史や文化など魅力的な資源、すなわち「宝物」を有するため、令和5年2月に「南の宝箱 鹿児島」をキャッチコピーとしている。パートナーシッププロジェクトのロゴにあるように、イメージカラーに赤色を使用しているため、企画提案書作成において必要に応じ参照すること(反映が必須条件ではない)。

※なおキャッチコピーの使用にあたっては鹿児島県が定めるガイドラインを遵守すること。

- ・ 佐賀県では、「最高と再興の二つの『さいこう』で佐賀を盛り上げる」というビジョンのもと、「佐賀さいこう!」というキャッチフレーズを使用している。また、佐賀県のシンボルカラーとして「イシンプルー」を使用しており、企画提案書作成において必要に応じ参照すること(反映が必須条件ではない)。

イ 配置

- ・ 配置図は別紙のとおり
- ・ 小間数は4小間(64.8㎡)、角小間数は2小間
- ・ スペース内に「企業展示スペース」、「事務局スペース」、「商談コーナー」、「バックヤード」を設置すること。
- ・ 展示会場全体の動線を考慮し、スペースを最大限活用して、ブース内へ来場者を引き込み、全出展物を効率的に見学できるようなブース形状とするこ

- と。
- ・ 事務局スペースは、インフォメーションコーナーであることから、企業展示スペースと同じ面積を確保する必要はない。

ウ 床面

パンチカーペットを敷設すること

エ 基礎工事及び電気関係

- ・ 造作工事を行うにあたり必要な基礎工事を行うこと。
- ・ ブースへの電源幹線工事（10kw）及び小間内電気工事を行うこと。
※ 幹線工事費及び電気使用料を負担すること。
- ・ スポットライト等の照明を効果的に配置すること。
- ・ コンセント等は必要な場所へ適切に配置すること。
- ・ その他、設置する電気機器に応じた適切な電気関係の処理を行うこと。

オ 必須となる装飾、備品等

(a) 企業展示スペース（8社分：1企業ブースごと）

- ・ 照明（内容・数量はブースデザインに合わせて設定すること）
- ・ 社名板 1枚（フォントは、統一されたものであること。また、来場者が出展企業の魅力を一目で理解することを目的とし、社名と併せ、キャッチコピーを表示するスペースを設けること。）
- ・ 展示台 1台
- ・ リーフレットスタンド 1台
- ・ コンセント 1箇所

(b) 事務局スペース

- ・ 照明（内容・数量はブースデザインに合わせて設定すること）
- ・ 展示台 1台
- ・ リーフレットスタンド 1台
- ・ コンセント 1箇所

(c) 商談コーナー

- ・ 小テーブル 2脚程度
 - ・ イス 8脚程度
- ※レイアウトによって増減可能

(d) バックヤード（出展者休憩、パンフストック等）

- ・ キャビネット 1台
- ・ ハンガーラック 1台

- ・ ハンガー 15個程度
- ・ テーブル 1台
- ・ イス 4脚程度

(e)その他

- ・ 上記以外に、広報や集客に効果的と思われる設備等（モニター等）については、必要に応じて提案すること。

カ 履行日

施工：令和6年12月 9日（月）～10日（火）

撤去：令和6年12月13日（金） 展示会終了後

キ その他

- ・ 来場者に危険をおよぼす恐れのある装飾，又は，展示会場の装飾規約に違反するようなものは設置してはならない。
- ・ 関連法規，展示会場，主催者発行マニュアル等を熟知し，ブースの円滑かつ安全な設営，管理等及び事務局等に対して適切な助言等を行うこと。
- ・ ブースの設営から撤去作業（電力等の供給に関する工事を含む）のほか，主催者事務局（必要な場合は警察，消防，会場事務所も含む）との折衝，各種申請手続き等の支援も含むこと。
- ・ 設営，撤去等で生じた廃棄物の処分について責任をもって処理すること。
- ・ 会期中，ブースの管理，主催者事務局との連絡調整等のため，要員を会場内に配置すること。
- ・ 費用には，要員の滞在費等も含む。
- ・ 出展企業向けの事前説明会において，注意事項や工事設備等の申込等の説明を行うこと。
- ・ 出展企業が各展示スペースにおいて，独自に備品やコンセント等の電気工事を必要とする場合は出展企業と直接調整の上，対応し，レンタル料及び電気工事費を直接出展企業に請求すること。
- ・ 採用決定後の止むを得ない事情による軽微な変更については，柔軟に対応すること。
- ・ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下，「著作物」という。）に該当する場合には，当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に鹿児島県へ無償で譲渡すること。
- ・ 鹿児島県は，成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず，当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ・ 受託者は，成果物が著作物に該当する場合において，鹿児島県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは，その改変

に同意すること。また、鹿児島県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・ 本業務で取得した写真、映像データについての著作権は鹿児島県に帰属し、そのデータ等は、CD-R 等で鹿児島県に提出する。
- ・ 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、鹿児島県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

6 業務の報告等

受託者は、本業務の実施状況等を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出しなければならない。

- (1) 委託業務が終了したときは、遅滞なく、委託業務終了届（別記第1号様式）を提出すること。
- (2) 委託業務終了届の提出にあたっては、実績報告書（別記第2号様式）及び収支決算書（別記第3号様式）のほか、本業務の実績を確認できる書類を提出するものとする。